

## 戸田市ブロック塀等撤去・築造等事業支援補助金交付要綱

平成30年7月19日市長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、地震発生時のブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、倒壊のおそれのあるブロック塀等に係る撤去・築造等事業を行う者に対し、戸田市ブロック塀等撤去・築造等事業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、通行人等の地震時の安全性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりの実現に資することを目的とする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険なブロック塀等 第4号に規定する公道に面して現に本市の区域内に存する塀及び門柱で、コンクリート、レンガ又は石材を用いて築造等したもののうち、公道に面する側の高さが1.2メートルを超え、地震で倒壊するおそれのあるものをいう。
- (2) 安全な塀等 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定する技術的基準を満たし、倒壊の防止について十分配慮された、鉄筋コンクリート又はコンクリートの基礎に緊結されたフェンスその他の塀をいう。
- (3) 撤去・築造等事業 危険なブロック塀等の撤去又は当該撤去を行った後の安全な塀等の築造等に係る事業をいう。ただし、災害復旧に係るものを除く。
- (4) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路その他公有地で一般の通行の用に供されているものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、危険なブロック塀等を所有し、当該危険なブロック塀等に係る撤去・築造等事業を

行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象から除くものとする。

(1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体であるとき。

(2) 建築物、軽量なフェンス等の工法、資材等の販売を目的に設置するとき。

(3) 撤去・築造等事業を行う敷地内の危険なブロック塀等について、既にこの要綱に基づく補助若しくは本市の他の要綱に基づく同様の補助又は国、地方公共団体その他これらに準ずる団体における同様の補助を受けているとき。

(4) 本市の市税等を滞納しているとき。

(補助対象事業費)

第4条 補助金の交付対象となる事業費は、撤去・築造等事業に要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の定める範囲内で次に掲げる額の合計額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(1) 撤去する危険なブロック塀等の長さ(0.1メートル未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。)1メートル当たり1万円を乗じて得た額(20万円を限度とする。)。ただし、当該額が実費額を超える場合は、実費額(100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。

(2) 危険なブロック塀等の撤去を行った後に新たに築造等をする安全な塀等の長さ(撤去を行った危険なブロック塀等の長さを限度とし、0.1メートル未満の端数が生じる場合は、当該端数を四捨五入する。)に1メートル当たり5,000円を乗じて得た額(10万円を限度とする。)。ただし、当該額が実費額を超える場合は、実費額(100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、危険

なブロック塀等の撤去を行う原則7日前までに戸田市ブロック塀等撤去・築造等事業支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、土地の所有者の同意を得て公簿等により確認することができるときは、第5号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 工事費見積書
- (2) 現地案内図
- (3) 平面図（撤去・築造等事業計画図）及び設計書
- (4) 撤去・築造等事業開始前の危険なブロック塀等の写真
- (5) 危険なブロック塀等が存する土地の所有者が確認できる書類
- (6) 危険なブロック塀等が存する土地の所有者全員の同意書(当該土地の所有者が複数の場合に限る。)
- (7) 築造等をする安全な塀等の詳細が分かる図書(安全な塀等の築造等をする場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、戸田市ブロック塀等撤去・築造等事業支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは、戸田市ブロック塀等撤去・築造等事業支援補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(撤去・築造等事業の変更等)

第8条 申請者は、撤去・築造等事業を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに、戸田市ブロック塀等撤去・築造等事業支援補助金申請変更等届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、撤去・築造等事業の終了後速やかに、戸田市ブロック塀等撤去・築造等事業支援補

助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去・築造等事業中及び完了後の写真
- (2) 補助対象事業費の支払を証明する書類
- (3) 請求書の写し

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合において、当該報告に係る書類を審査し、適当と認めたときは、戸田市ブロック塀等撤去・築造等事業支援補助金確定通知書（第6号様式。以下「確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、戸田市ブロック塀等撤去・築造等事業支援補助金請求書（第7号様式）に確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補助金の交付を受けた者の責務）

第13条 補助金の交付を受け、撤去・築造等事業により安全な塀等を築造等した者は、当該工作物を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。